

第百六十四回国会 衆議院 財務金融委員会 議 録 第一 号

本国会召集日(平成十八年一月二十日)(金曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 小野 晋也君
理事 江崎洋一郎君 理事 渡辺 喜美君
理事 永田 寿康君 理事 古本伸一郎君
理事 石井 啓一君

井澤 京子君 伊藤 達也君
石原 宏高君 越智 隆雄君
大野 功統君 河井 克行君
木原 稔君 塩谷 立君
塩谷 俊一君 関 芳弘君
とかしきなおみ君 土井 真樹君
中根 一幸君 西田 猛君
萩山 教蔵君 広津 素子君
藤野真紀子君 松本 洋平君
宮下 一郎君 山本 明彦君
小沢 鋭仁君 鈴木 克昌君
田村 謙治君 長安 豊君
平岡 秀夫君 三谷 光男君
吉田 泉君 鷺尾英一郎君
谷口 隆義君 佐々木憲昭君
野呂田芳成君 中村喜四郎君

平成十八年二月七日(火曜日)

午後零時十分開議

出席委員

委員長 小野 晋也君
理事 江崎洋一郎君 理事 七条 明君
理事 宮下 一郎君 理事 山本 明彦君
理事 渡辺 喜美君 理事 永田 寿康君
理事 古本伸一郎君 理事 石井 啓一君
井澤 京子君 伊藤 達也君
石原 宏高君 越智 隆雄君

大野 功統君 河井 克行君
木原 稔君 塩谷 立君
佐藤ゆかり君 関 芳弘君
鈴木 俊一君 とかしきなおみ君
西田 猛君 土井 真樹君
広津 素子君 萩山 教蔵君
松本 洋平君 藤野真紀子君
鈴木 克昌君 小沢 鋭仁君
長安 豊君 田村 謙治君
三谷 光男君 平岡 秀夫君
鷺尾英一郎君 吉田 泉君
笠井 亮君 谷口 和史君
中村喜四郎君 野呂田芳成君

財務大臣 谷垣 禎一君
国務大臣(金融担当) 与謝野 馨君
内閣府副大臣 櫻田 義孝君
財務副大臣 赤羽 一嘉君
財務副大臣 竹本 直一君
内閣府大臣政務官 後藤田正純君
財務大臣政務官 西田 猛君
財務大臣政務官 野上浩太郎君
財務金融委員会専門員 鈴木健次郎君

委員の異動

二月七日

辞任 中根 一幸君 補欠選任 木挽 司君
谷口 隆義君 谷口 和史君
佐々木憲昭君 笠井 亮君
同日 辞任 木挽 司君 補欠選任 中根 一幸君

同日 谷口 和史君 谷口 隆義君
笠井 亮君 佐々木憲昭君
同日 理事石原伸晃君平成十七年十一月一日委員辞任につき、その補欠として山本明彦君が理事に当選した。
同日 理事竹本直一君平成十七年十一月二日委員辞任につき、その補欠として宮下一郎君が理事に当選した。
同日 理事遠藤利明君平成十七年十一月二十四日委員辞任につき、その補欠として七条明君が理事に当選した。

二月二日
消費税増税反対に関する請願(吉井英勝君紹介)(第二五号)
消費税の増税など、税制を悪くしないことに
関する請願(穀田恵二君紹介)(第一六号)
消費税率引き上げに反対し、食料品等の非課税
に関する請願(石井郁子君紹介)(第一七号)
同(穀田恵二君紹介)(第一八号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第一九号)
同(吉井英勝君紹介)(第二〇号)
大増税に反対することに関する請願(志位和夫君紹介)(第一四八号)
は本委員会に付託された。

一月二十七日
出資法の上限金利の引き下げ等に関する陳情書
(福岡市中央区城内の一井上順夫)(第二二号)
たばこ税込み価格の大幅値上げに関する陳情書
外一件(東京都中央区銀座六の六の七杉村隆外
一名)(第一三三号)

ベイオフ実施後の地方公共団体の公金預金の保護に関する陳情書(横浜市中区山下町七五米岡幸男)(第一四号)

同月二十四日
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(北海道深川市議会)(第五三二号)
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(北海道南幌町議会)(第五三三号)
個人所得課税における各種控除の縮小を行わないことを求める意見書(北海道白老町議会)(第五三四号)
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(北海道追分町議会)(第五三五号)
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(北海道えりも町議会)(第五三六号)
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(北海道厚岸町議会)(第五三七号)
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(北海道浜中町議会)(第五三八号)
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(北海道弟子屈町議会)(第五三九号)
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(北海道白糠町議会)(第五四〇号)
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(北海道中標津町議会)(第五四一号)
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を

行わないことを求める意見書(北海道標津町議会(第五四二号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(北海道羅臼町議会(第五四三号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(宮城県七ヶ浜町議会(第五四四号)) 個人所得課税における所得控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(茨城県牛久市議会(第五四五号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(群馬県伊勢崎市議会(第五四六号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(群馬県渋川市議会(第五四七号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(群馬県富岡市議会(第五四八号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(群馬県北橋村議会(第五四九号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(群馬県妙義町議会(第五五〇号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(群馬県笠懸町議会(第五五一号)) 個人所得課税における各種控除の縮小を行わないことを求める意見書(群馬県明和町議会(第五五二号)) 個人所得課税における各種控除の縮小を行わないことを求める意見書(神奈川県逗子市議会(第五五三号)) 高金利引き下げに関する意見書(石川県宝達志水町議会(第五五四号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野市議会(第五五五号))	個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県飯田市議会(第五五六号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県須坂市議会(第五五七号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県中野市議会(第五五八号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県大町市議会(第五五九号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県飯山市議会(第五六〇号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県御代田町議会(第五六一号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県真田町議会(第五六二号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県青木村議会(第五六三号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県高遠町議会(第五六四号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県南箕輪村議会(第五六五号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県中川村議会(第五六六号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県宮田村議会(第五六七号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県清内路村議会(第五六八号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県阿智村議会(第五六九号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県泰阜村議会(第五七〇号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県大桑村議会(第五七一号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県山形村議会(第五七二号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県朝日村議会(第五七三号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県筑北村議会(第五七四号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県白馬村議会(第五七五号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県小布施町議会(第五七六号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県山ノ内町議会(第五七七号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県木島平村議会(第五七八号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県信州新町議会(第五七九号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県栄村議会(第五八〇号)) 個人所得課税における各種控除の縮小を行わないことを求める意見書(静岡県三島市議会(第五八一号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(静岡県裾野市議会(第五八二号)) 個人所得課税における各種控除の縮小は慎重に行うことを求める意見書(静岡県湖西市議会(第五八三号)) 個人所得課税における各種控除の縮小を行わないことを求める意見書(静岡県長泉町議会(第五八四号)) 公平公正な税負担に向けた見直しを求める意見書(愛知県豊田市議会(第五八五号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(愛知県西尾市議会(第五八六号)) 個人所得課税に関する慎重審議を求める意見書(愛知県東海市議会(第五八七号)) 個人所得課税における定率減税及び各種控除の縮小・廃止を行わないことを求める意見書(愛知県知立市議会(第五八八号)) 個人所得課税に関する慎重審議を求める意見書(愛知県東浦町議会(第五八九号)) 個人所得課税における各種控除の縮小を行わないことを求める意見書(大阪府和泉市議会(第五九〇号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(奈良県大淀町議会(第五九一号)) 高金利引き下げに関する意見書(岡山県倉敷市議会(第五九二号)) 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(福岡県直方市議会(第五九三号)) 高金利引き下げに関する意見書(長崎市議会(第五九四号)) 高金利引き下げに関する意見書(熊本県菊陽町議会(第五九五号)) 高金利引き下げに関する意見書(熊本県西合志町議会(第五九六号))
---	--

(群馬県草津町議会)(第六一一号)

五号)

個人所得課税における各種控除の安易な縮小を

議會(第一五八二號)

個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県立科町議会(第一五八三号))	個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県松川村議会(第一五九六号))	個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(福岡県若宮町議会(第一六一〇号))	(第一六二四号) 出資法(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律)及び貸金業の規制等に関する法律の改正を求める意見書(宮城県議会(第一六二五号))
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県武石村議会(第一五八四号))	個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県坂城町議会(第一五九七号))	高金利引き下げに関する意見書(長崎県対馬市議会(第一六一二号))	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び貸金業の規制等に関する法律の改正に関する意見書(秋田市議会(第一六二六号))
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県辰野町議会(第一五八五号))	個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県信濃町議会(第一五九八号))	高金利引き下げに関する意見書(熊本市議会(第一六一四号))	出資法の上限金利の引き下げを求める意見書(群馬県吉岡町議会(第一六二七号))
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県箕輪町議会(第一五八六号))	個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県小川村議会(第一五九九号))	個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(熊本県合志町議会(第一六一四号))	出資法の上限金利の引き下げを求める意見書(群馬県長野原町議会(第一六二八号))
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県長谷村議会(第一五八七号))	個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県飯綱町議会(第一六〇〇号))	「公正・公平・透明」かつ「簡素」の考え方に立つた税制改革を求める意見書(大分県日出町議会(第一六一六号))	出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(富山県議会(第一六二九号))
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県高森町議会(第一五八八号))	個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(岐阜県北方町議会(第一六〇一号))	サラリーマン増税や消費税率の引き上げなど大増税に反対する意見書(若手県一関市議会(第一六一七号))	出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(長野県諏訪市議会(第一六三一号))
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県阿南町議会(第一五八九号))	個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(愛知県豊橋市議会(第一六〇二号))	サラリーマン増税、消費税の引き上げなど、大増税に反対する意見書(岡山県佐伯町議会(第一六一九号))	出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(長野県小諸市議会(第一六三二号))
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県豊丘村議会(第一五九一号))	高金利引き下げに関する意見書(大阪府堺市議会(第一六〇四号))	サラリーマン増税、消費税の引き上げなど、大増税に反対する意見書(岡山県早島町議会(第一六二〇号))	「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(長野県伊那市議会(第一六三三号))
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県上松町議会(第一五九二号))	個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(岡山県津山市議会(第一六〇七号))	サラリーマン増税、消費税の引き上げなど、大増税に反対する意見書(岡山県美咲町議会(第一六二三号))	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(岡山県水巻町議会(第一六〇八号))
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県南木曾町議会(第一五九三号))	高金利引き下げに関する意見書(岡山県津山市議会(第一六〇七号))	サラリーマン増税、消費税の引き上げなど、大増税に反対する意見書(岡山県吉備中央町議会(第一六〇九号))	
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県木祖村議会(第一五九四号))	個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(福岡県鞍手町議会(第一六〇九号))		
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県王滝村議会(第一五九五号))			

れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（長野県千曲市議会（第一六三六号））
出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（長野県小海町議会（第一六三七号））
出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（長野県軽井沢町議会（第一六三八号））

出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（長野県立科町議会（第一六三九号））
出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（長野県下諏訪町議会（第一六四〇号））

出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（長野県高森町議会（第一六四一号））
出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（長野県豊丘村議会（第一六四二号））
出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（長野県信濃町議会（第一六四三号））
出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（長野県飯綱町議会（第一六四四号））
出資法の上限金利の引き下げに関する意見書（兵庫県尼崎市議会（第一六四五号））

出資法の上限金利の引き下げを求める意見書（長野県島原市議会（第一六四六号））
出資法の上限金利の引き下げを求める意見書（長野県諏訪市議会（第一六四七号））
庶民大増税の来年度税制「改革」の中止・撤回を求める意見書（北海道仁木町議会（第一六四八号））
所得税・住民税大増税と消費税大増税に反対する意見書（新潟県魚沼市議会（第一六四九号））
消費税の増税に反対する意見書（福岡県水巻町議会（第一六五〇号））
大企業・大資産家への行き過ぎた減税をやめ、能力に応じた負担を求める意見書（東京都武蔵村山市議会（第一六五一号））
定率減税の縮小・廃止に反対する意見書（山形県長井市議会（第一六五二号））
定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書（茨城県かすみがうら市議会（第一六五三号））
定率減税の全廃など庶民大増税に反対する意見書（東京都東久留米市議会（第一六五四号））
定率減税廃止に関する意見書（大阪府茨木市議会（第一六五五号））
定率減税の廃止を行わないことなどを求める意見書（奈良県橿原市議会（第一六五六号））
認定NPO法人制度の一層の拡充を求める意見書（埼玉県議会（第一六五七号））
「ひのみどり」の輸入検査体制の強化を求める意見書（熊本県八代市議会（第一六五八号））
同月七日

安心できる社会生活の実現と地域経済の活性化を求める意見書（福井市議会（第二二二九号））
安易な税制改革を行わないことを求める意見書（大分県佐伯市議会（第二二四〇号））
行財政の効率化と来年度税制改革の見直しを求める意見書（北海道虻田町議会（第二二四一号））
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書（北海道苫小牧市議会（第二二四二号））

個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書（北海道赤平市議会（第二二四三号））
高金利引き下げに関する意見書（石川県白山市議会（第二二四四号））
高金利引き下げに関する意見書（石川県川北町議会（第二二四五号））
高金利引き下げに関する意見書（石川県中能登町議会（第二二四六号））
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書（長野県松本市議会（第二二四七号））
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書（長野県南相木市議会（第二二四八号））
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書（長野県佐久穂町議会（第二二四九号））
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書（長野県長和町議会（第二二五〇号））
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書（長野県喬木村議会（第二二五一号））
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書（長野県波田町議会（第二二五二号））
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書（長野県池田町議会（第二二五三号））
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書（長野県高山村議会（第二二五四号））
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書（長野県中条村議会（第二二五六号））

個人所得課税の見直しに反対する意見書（岐阜県飛騨市議会（第二二五七号））
高金利引き下げに関する意見書（大阪府岸和田市議会（第二二五八号））
高金利引き下げに関する意見書（岡山市議会（第二二五九号））
個人所得課税における各種控除の安易な縮小等行わないことを求める意見書（福岡県朝倉町議会（第二二六〇号））
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書（大分県豊後大野市議会（第二二六一号））
サラリーマン増税や消費税率の引き上げなど大増税に反対する意見書（岩手県野田村議会（第二二六二号））
サラリーマン増税、消費税の引き上げなど、大増税に反対する意見書（岡山県和気町議会（第二二六三号））
自動車関係諸税等に関する意見書（山形県議会（第二二六四号））
出資法の上限金利の引き下げを求める意見書（群馬県みなかみ町議会（第二二六五号））
出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（長野県岡谷市議会（第二二六七号））
出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（長野県南相木村議会（第二二六八号））
出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（長野県佐久穂町議会（第二二六九号））

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「資金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(大阪府柏原市議会(第二一七〇号)出資法の上限金利引き下げを求める意見書(長崎県五島市議会(第二一七一号))
たばこ価格の大幅引き上げを求める意見書(埼玉県新座市議会(第二一七二号))
定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書(三重県亀山市議会(第二一七三号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任
国政調査承認要求に関する件
財政及び金融に関する件

平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件
水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する件

○小野委員長 これより会議を開きます。
この際、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現任理事が三名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 御異議なしと認めます。
よって

七条 明君 宮下 一郎君
及び 山本 明彦君
を理事に指名いたします。

○小野委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。
財政に関する事項
税制に関する事項
関税に関する事項
外国為替に関する事項
国有財産に関する事項
たばこ事業及び塩事業に関する事項
印刷事業に関する事項
造幣事業に関する事項
金融に関する事項
証券取引に関する事項

以上の各事項につきまして、今会期中国政に関する調査を行うため、議長に対し、国政調査承認要求を行うこととし、その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○小野委員長 次に、財政及び金融に関する件について調査を進めます。
財務大臣の所信を聴取いたします。財務大臣谷垣 一君。

○谷垣国務大臣 今後の財政政策等については、先般の財政演説において所信を申し述べたところであり、本委員会において、重ねて所信の一端として、今後取り組むべき課題等について申し述べます。委員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

我が国財政の現状は極めて厳しく、財政構造改革は喫緊の課題であります。
そのため、政府としては、まずは、二〇一〇年代初頭における国、地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指しております。
また、本年の年央を目前に、歳入歳出一体改革について、選択肢及び改革工程を明らかにし、平

成十八年度内に結論を得ることとしております。税制の抜本的改革についても、その一環として、国民的な議論を深めてまいりたいと考えております。

平成十八年度予算編成及び税制改正に当たっては、以上の認識を踏まえ、新規国債発行額について三十兆円にできるだけ近づけるとともに、一般歳出の水準について前年度よりも減額するとの方針のもと、取り組んでまいりました。

歳出面については、医療制度改革、国と地方の三位一体の改革、公務員総人件費改革など、内閣として取り組んできたさまざまな改革の成果を反映いたしました。また、歳出全般を厳しく見直し、一般歳出について社会保障と科学技術振興の分野を除き前年度より減額するなど、予算配分の重点化を図りました。

これにより、一般歳出の規模は前年度を下回り、四十六兆三千六百六十億円となりました。また、一般会計全体の予算規模は七十九兆六千八百六十億円となりました。

歳入面については、三位一体の改革の一環として、所得税から個人住民税への三兆円規模の税源移譲を実現するとともに、経済状況の改善を踏まえ、定率減税を廃止することとしております。あわせて、法人関連税制、土地・住宅税制、国際課税、酒税、たばこ税等について所要の措置を講じることとしております。

これにより、租税等の収入は四十五兆八千七百八十億円を見込んでおります。また、その他収入は三兆八千三百五十億円を見込んでおります。

以上、歳入歳出面における取り組みの結果、新規国債の発行予定額は二十九兆九千七百三十億円となり、一般会計の基礎的財政収支も三年連続で改善いたしました。このように、平成十八年度予算は、歳出改革路線を堅持、強化した姿となっており、財政健全化に向けた歩みをさらに進め、歳入歳入一体改革の議論の土台固めを行うことができたものと考えております。
また、政府資産・債務改革については、財政融

資資金貸付金残高の縮減、国有財産の売却促進等により資産規模のスリム化等に最大限努力するとともに、資産、債務両面における管理の強化に積極的に取り組んでまいります。

特別会計については、今後五年を目前に、特別会計自体の統廃合も含む、踏み込んだ改革を進めてまいります。

さらに、国債残高が多額に上り、今後も借換債を含む国債の大量発行が見込まれる中、国債発行に当たっては、安定消化を図るとともに、中長期的な調達コストの抑制に努めることを基本とし、市場のニーズ、動向等を踏まえた発行等に取り組んでまいります。

平成十八年度財政投融资計画については、財政改革の総点検のフォローアップを行い、各事業の財務の健全性を確認した上で、対象事業の重点化、効率化を進めた結果、その規模は十五兆四十六億円となっております。

国際社会における責任を果たし、我が国経済の将来にわたる発展に資する観点から、国際機関やG7、アジア諸国等と協力し、世界経済の安定と発展に貢献していくことは重要な課題であります。特に、我が国と密接な関係を有するアジアにおいて、通貨危機の予防、対処のための域内の枠組みであるチェンマイ・イニシアチブのさらなる強化や、アジアの貯蓄を域内の投資に活用するためのアジア債券市場育成イニシアチブの推進等に取り組んでまいります。また、投資交流の促進については、今後も租税条約の改定に取り組んでまいります。

為替相場については、経済の基礎的条件を反映し安定的に推移することが重要であり、今後とも、その動向を注視し、必要に応じて適切に対処してまいります。

WTO交渉については、今後とも、新ラウンド交渉を本年末までに終結させることを目指して取り組んでまいります。また、経済連携協定交渉については、引き続き、各国との交渉の進展に向けて努力してまいります。これらの交渉において

は、税関手続の簡素化や国際的調和の確保など、貿易円滑化にも取り組んでまいります。

なお、本国会に提出することを検討中の法案を含め、御審議をお願いすることを予定している財務省関係の法律案は、平成十八年度予算に関連するもの五件、そのほか二件であります。うち三件については既に国会に提出をいたしております。今後、提出法律案の内容については逐次御説明することとなりますが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上、財政政策等に関する私の所信の一端を申し述べました。今後とも、皆様のお力添えを得て政策運営に最善を尽くしてまいれる所存でありますので、小野委員長を初め委員各位におかれましては、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○小野委員長 次に、金融担当大臣の所信を聴取いたします。金融担当大臣と謝野馨君。

○与謝野国務大臣 金融担当大臣の与謝野でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

最近の経済情勢を見ますと、景気は緩やかに回復しており、先行きについても、企業部門の好調さが家計部門へ波及し、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれております。こうした状況のもと、政府としては、日本銀行と一体となつて、重点強化期間におけるデフレからの脱却を確実なものとするため、政策努力のさらなる強化拡充を図ることとしております。特に、金融行政においては、金融仲介機能の充実及び金融資本市場の構造改革と活性化に取り組んでまいります。

まず、金融仲介機能の充実について御説明申し上げます。

我が国の金融システムをめぐる局面は、小泉改革の大きな課題であつた不良債権問題の正常化を達成し、今後は、金融機関がみずからの責任と判断でリスクをとつて金融仲介を行い、資源の適正配分機能を果たしていくことが重要となつており

ます。そのために、地域密着型金融の機能強化等、金融機関の自主的、持続的な取り組みを促す枠組みづくりを推進し、金融仲介機能のさらなる充実を図つてまいります。

次に、金融資本市場の構造改革と活性化について御説明いたします。

昨年来、経済情勢の回復基調に伴い証券市場は活況を呈しておりますが、市場の信頼を損なうような不正取引やシステムふぐあいの発生等、さまざまな課題も浮かび上がっております。

こうした認識のもと、金融庁は、現在、民間金融機関による自由な競争と利用者による幅広い選択を可能とする、活力ある金融資本市場を形成するため、さまざまな施策に取り組んでおります。

○小野委員長 以上で両大臣の所信聴取は終わりました。

この際、竹本財務副大臣、赤羽財務副大臣、櫻田内閣府副大臣、西田財務大臣政務官、野上財務大臣政務官及び後藤田内閣府大臣政務官から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。財務副大臣竹本直一君。

○竹本副大臣 財務副大臣の竹本直一でございます。

財務省の行政運営に国民の高い関心が集まる中、大臣の御指示を仰ぎつつ、赤羽副大臣とともに、誠心誠意職務の遂行に当たれる所存でございます。小野委員長を初め委員の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○小野委員長 財務副大臣赤羽一嘉君。

○赤羽副大臣 昨年十一月、財務副大臣の拝命をいただきました赤羽一嘉でございます。

大臣の御指示を仰ぎつつ、竹本副大臣とともに、職務遂行に全力を尽くしてまいれる所存でございます。委員の皆様方におかれましては、なお一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう、何とぞよろしくお願ひいたします。

○小野委員長 内閣府副大臣櫻田義孝君。

○櫻田副大臣 このたび内閣府の副大臣を仰せつかり、金融を担当することになりました。与謝野大臣を補佐し、職務の遂行に全力投球で努力する覚悟でございます。小野委員長を初め皆様方の御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願ひを申し上げます。（拍手）

○小野委員長 財務大臣政務官西田猛君。

○西田大臣政務官 財務大臣政務官の西田猛でございます。

谷垣大臣それから両副大臣を補佐いたしました。野上大臣政務官とともに、職務の遂行に全力を尽くしてまいれる所存でございます。小野委員長を初め委員の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○小野委員長 財務大臣政務官野上浩太郎君。

○野上大臣政務官 財務大臣政務官の野上浩太郎でございます。

さまざまな課題が山積する中、西田大臣政務官とともに、大臣を補佐しつつ、職務の遂行に全力を尽くしてまいれる所存でございます。小野委員長を初め委員の皆様方の御指導、御鞭撻のほど、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○小野委員長 内閣府大臣政務官後藤田正純君。

○後藤田大臣政務官 大臣政務官の後藤田でございます。

与謝野大臣、櫻田副大臣をお支えしながら、職務遂行をしてまいります。小野委員長を初め委員の皆様方の御指導をよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○小野委員長 次に、平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしましたおりの起草案を得ました。

まず、本起草案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本起草案は、平成十七年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等について、税制上、次の軽減措置を講ずるものであります。

第一に、個人が受ける交付金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特定の費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなすこととしております。これらにより、交付金等から特定の費用等を差し引いた額が五十万円までであれば課税をせず、その額が五十万円を超えた場合は、その超えた部分の二分の一を課税することとしております。

第二に、農業生産法人が受ける交付金等につい

ては、圧縮記帳の特例を設け、交付を受けた後二年以内に、事業用の固定資産の取得や改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入することとしております。これにより、一時に課税することがないよう、課税を繰り延べることであります。

なお、本特例措置による国税の減収額は約五億円と見込まれております。

以上が、本起草案の趣旨及び概要であります。

平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○小野委員長 この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。財務大臣谷垣禎一君。

○谷垣国務大臣 この法律案につきましては、国における稲作転換の必要性に顧み、あえて反対いたしません。

○小野委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出法律案とするに決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○小野委員長 次に、財政及び税制に関する件について調査を進めます。

この際、山本明彦君外六名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、国民

民新党・日本・無所属の会及び中村喜四郎君の共同提案による水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する件について本委員会の決議を行うべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。山本明彦君。

○山本明彦 たいま議題となりました決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

米政策改革における新たな生産調整手法の実施に当たっては、関連する交付金等の見直しをはじめ、より効果的で適切な支援策等の検討を踏まえつつ、当該交付金等に係る税制上の措置の在り方についても鋭意検討を行うこと。

右決議する。

以上であります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。（拍手）

○小野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

山本明彦君外六名提出の動議のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

本決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。財務大臣谷垣禎一君。

○谷垣国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨を踏まえまして検討いたしたいと存じます。

○小野委員長 お諮りいたします。

本決議に関する議長に対する報告及び関係当局への参考送付等の手続に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

〔所得税の特例〕

第一条 個人が、地域水田農業推進協議会（水田農業構造改革交付金、麦・大豆品質向上対策費補助金、水田飼料作物生産振興事業費補助金及び畑地化推進対策費補助金（以下「水田農業構造改革交付金等」という。）を農業者に交付する事業の実施主体をいう。以下同じ。）から平成十七年度の水田農業構造改革交付金等の交付を受けた場合には、当該個人の平成十七年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となった農地に係る損失又は費用として財務省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

（法人税の特例）

第二条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人で、地域水田農業推進協議会から平成十七年度の水田農業構造改革交付金等の交付を受けたもの

が、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田農業構造改革交付金等の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からの期間内に、その受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成七年法律第八号）は、廃止する。

理 由

平成十七年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約五億円である。